



登録の手引き



高齢者居場所づくり事業

高齢者居場所づくり事業は、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる場所を創るため、実施場所の登録と登録した高齢者居場所の周知を図ることで、自主的に出かけていきかけと仲間づくりを促進するものです。

一人ひとりが、それぞれの人生の主役です。地域の中で人とつながり、居場所があって、役割があって、することがある。集う人々が「やらされ感や義務感」ではなく、「やりがい感や満足感」が生まれる場所、本市ではそのような居場所づくりを目指しています。

(令和2年9月10日)

枚方市 健康福祉部

地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当

登録の手引き

高齢者居場所づくり事業に関しては、この資料以外に次の2つの資料があります。

- 高齢者居場所づくり事業の説明資料
- 高齢者居場所づくり事業の様式集

目 次

1. 高齢者居場所の活動要件	3ページ
2. 高齢者居場所としての登録	4ページ
3. 高齢者居場所の活動報告	4ページ
4. 登録の手続きの流れ	5ページ

枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当

〒573-1197 枚方市禁野本町2丁目13-13

電話：072-841-1458（直通） FAX：072-840-4496

E-mail：kenkokaigo@city.hirakata.osaka.jp

1. 高齢者居場所の活動要件

高齢者居場所として登録するには、次の活動要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 3年以上継続して活動を行う意思を有すること。
- (2) 月2回以上、1回あたり概ね90分の活動が行われていること。
- (3) 市内に居住する高齢者5人以上が参加する見込みであること。
- (4) 活動するための場所は、12㎡以上であること。
- (5) 特定の者に参加を限定していないこと。
- (6) 飲食代や材料費等の実費負担を除き、参加費は無料であること。
- (7) ひらかた元気くらわんか体操（※）などの介護予防活動を取り入れること。
- (8) 年に1回参加者数等の報告を行い、情報の公開（インターネット等）に同意すること。
- (9) 活動が営利・政治・宗教活動を目的としたものでないこと。
- (10) 暴力団、暴力団員の統制下でないこと。

（※）「ひらかた元気くらわんか体操」は、枚方市のご当地体操です。



ひらかた元気くらわんか体操は、3つの体操を順番に行う約10分の体操です！

仲間と一緒に体操することで、転ばない身体をみんなと一緒に作りましょう！

「ひらかた元気くらわんか体操」は3つの体操に3つの効果があります。

ラジオ体操第1	柔軟性など
ロコモ体操（片足立ち・スクワット）	筋力・バランスアップ
ひらかた体操（枚方市オリジナル体操）	脳の刺激

2. 高齢者居場所としての登録

高齢者居場所として市に登録されると、市のインターネット等で広報するため、活動の内容を周知することができます。高齢者居場所として登録する場合は、「枚方市高齢者居場所づくり登録申込書兼同意書」を地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当に提出してください。

3. 高齢者居場所の活動報告

高齢者居場所づくり事業として登録した次の（１）～（６）の内容に変更がある場合は、地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当または担当エリアの地域包括支援センターに報告してください。

- （１）居場所の名称
- （２）居場所の所在地・参加定員
- （３）連絡先の電話番号・FAX 番号
- （４）活動日・活動時間
- （５）活動内容
- （６）参加費（実費負担額）

また、上記の変更時の報告とは別に、1年間（4月～翌年3月）の開催日時、参加者の数（65歳以上の人数・65歳未満の人数、各々実人数・延べ人数）、活動内容等をまとめて翌年度の4月上旬に「（様式第3号）枚方市高齢者居場所づくり活動実施概要報告書」を地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当に報告してもらいます。

4. 登録の手続きの流れ

